

## 公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団の共催等に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、文化、スポーツ等の振興のために行われる各種の事業に対して、これを奨励・助長するために公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団（以下「財団」という。）が、共催又は後援（以下「共催等」という。）をする場合の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(事業の主催者)

第2条 財団が共催等を行う事業の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国・地方公共団体及びこれに準ずる団体・機関並びに報道機関等公共性のあるもの
- (2) 市内在住者を主体に組織されている団体・グループで、3年以上継続的に活動しているもの
- (3) その他、財団が特に認めるもの

(共催等の対象事業)

第3条 財団が共催等を行う事業は、概ね次のとおりとする。

- (1) 松山市、松山市教育委員会又は財団が当該事業に対して経費を負担している事業
- (2) 松山市、松山市教育委員会又は財団が当該事業の企画運営に参加する事業
- (3) 松山市、松山市教育委員会又は財団が当該事業に対して例年共催している事業
- (4) その他財団が適当と認める事業

2 財団は、前項各号に掲げる事業・その他の事業で適当と認めるものについて、後援することができる。

(共催等を行わない事業)

第4条 財団は、次の各号のいずれかに該当する事業に対しては、共催等を行わない。

- (1) 政治的若しくは宗教的目的を持つ事業又は内容が政治的若しくは宗教的目的に利用されるおそれがあると認められる事業
- (2) 専ら営利又は宣伝を目的とする事業
- (3) 共催等を行うことによって第三者に直接的・間接的に不利益を及ぼし、又は及ぼすおそれがある事業
- (4) その他財団が不適当と認める事業

(共催等の申請)

第5条 共催等を受けようとするものは、申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、財団に提出しなければならない。

(決定の通知)

第6条 財団は、共催等を行うことを決定したときは、申請者に対して、決定通知書（第2号様式）を交付する。

(共催等の取消し)

第7条 財団は、共催等を決定した事業がこの要領又は関係法令の規定に違反すると認め  
たときは、その決定を取り消すものとする。

(事業の報告)

第8条 共催等の決定を受けた事業の主催者は、当該事業完了後速やかに事業報告書（第  
3号様式）を財団に提出しなければならない。

付 則

この要領は、平成22年 7月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成24年 4月1日から実施する。

共催等依頼申請書

平成 年 月 日

(公財)松山市文化・スポーツ振興財団  
理事長 本田元広様

所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 \_\_\_\_\_

次のとおり計画いたしましたので、共催・後援 について御承諾いただきたく、関係書類を添えて申請いたします。

名 称	
期 日	
場 所	
目 的	
内 容	
主 催	
共 催	
後 援	

入場料その他特記事項

添付資料： ( 収支予算書、開催要項等、事業内容が分かる書類、  
その他会則等 )

## 共催等決定通知書

公財松振 第 号  
平成 年 月 日

様

(公財)松山市文化・スポーツ振興財団  
理事長 本田元広

平成 年 月 日付申請のあった共催等について、下記のとおり共催・後援することを決定しましたのでお知らせいたします。

名 称	
期 日	
共催等の内容	

共催等の条件その他特記事項：

## 事業実施報告書

平成 年 月 日

(公財)松山市文化・スポーツ振興財団  
理事長 本田元広様

所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

平成 年 月 日付で貴財団の共催・後援を受けた事業について、  
下記のとおり実施結果を報告します。

### 記

名 称	
期 日	
場 所	
参加者等 実施結果 概 要	

※大会プログラムや当日資料等，実施事業の内容の分かる資料を添付してください。